# 認定薬局の基準

### 地域連携薬局の基準

#### ●地域連携薬局:入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備  ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等 及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置  ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<ul> <li>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</li> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加</li> <li>○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備</li> <li>○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績(月平均30回以上の報告・連絡の実績)</li> <li>○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備</li> </ul>
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<ul> <li>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</li> <li>○ 開店時間外の相談応需体制の整備</li> <li>○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備</li> <li>○ 麻薬の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備(他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。)</li> <li>○ 医療安全対策の実施</li> <li>○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施</li> <li>○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績</li> </ul>
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<ul><li>在宅医療に必要な対応ができる体制</li><li>○ 在宅医療に関する取組の実績(月平均2回以上の実績)</li><li>○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の 提供体制</li></ul>

### 専門医療機関連携薬局の基準

#### ●専門医療機関連携薬局:がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する 観点から必要なものとして厚生労働省令で定め る基準に適合するものであること。	<ul><li>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</li><li>○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置</li><li>○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li></ul>
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制  ○ 開店時間外の相談応需体制の整備  ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備  ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備  ○ 麻薬の調剤応需体制の整備  ○ 医療安全対策の実施  ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置  ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置  ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施  ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施  ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施  ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

# 知事に裁量が認められている基準

地域連携薬局の認定基準のうち、以下の基準については は都道府県知事に裁量が認められている。

#### 基準

居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去1年間において月平均2回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、月平均2回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもつてこれに代えることができる

地域の特段の事情により、例えば居宅等で訪問診療を受けている利用者が限られている場合など、当該地域において本規定を満たすことが困難であり、地域連携薬局の認定が進まないと都道府県知事が判断する場合に限る。

# 京都府対応(案)

法令で定められた基準どおり、

月平均2回以上の実績を求める。

## 考え方

- ▶地域連携薬局は、外来受診時だけではなく、<u>在宅医療への対応</u>か入退院時を含め、他の医療提供施設との情報連携に対応できる薬局であることが求められていることから、一定の実績は必要であると考えられること。
- ▶ アンケート調査の結果から、2次医療圏単位での月平均実績は 2.2回~24.4回であり、当該基準を緩和しなければ地域連 携薬局の認定が進まないというような状況にはないこと。

# 当審議会での認定状況等の報告について

薬局認定の都度審議いただくのではなく、<u>薬事審</u> 議会開催時点での認定状況等を御報告させてい ただくこととさせていただきたい。